

佐賀県告示第 207 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年佐賀県告示第 7 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その申告期限等が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、同月 31 日とする。

令和 7 年 10 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町